

介護職員等特定処遇改善加算 『見える化要件』について

(1) 算定する加算の取得状況・・・加算 I

(2) 職場環境等要件について

(入職促進に向けた取り組み)

- ・事業者の共同による採用、人事ローテーション、研修の為の制度構築
- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

(資質の向上やキャリアアップに向けた支援)

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

(両立支援・多様な働き方の推進)

- ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度の充実、事業所内託児施設の整備
- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備

(腰痛を含む心身の健康管理)

- ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の習得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器導入及び研修等による腰痛対策の実施
- ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックやm従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

(生産性向上のための業務改善の取組)

- ・タブレット端末やインカム等の ICT 活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減

(やりがい・働きがいの醸成)

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・地域包括ケアの一員としてのモチベーションの向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施